

令和6年度世界自然遺産普及啓発事業業務委託  
(仕様書)

1 業務名

令和6年度世界自然遺産普及啓発事業

2 業務期間

令和6年度の委託業務の期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

なお、本委託業務の期間は、令和6年度～令和8年度を予定しており、令和7年度及び8年度は、前年度の実績をもとに判断する。また、県議会での令和6、7、8年度の当初予算の議決及び国の交付決定を前提としており、3年間の事業を保証するものではない。

3 目的

令和3年7月、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部（やんばる）及び西表島」は、希少な動植物が数多く生息・生育する自然環境・生物多様性が高く評価され、世界自然遺産へ登録された。やんばる・西表島の世界自然遺産の次世代への継承のため、地域の児童生徒の貴重な自然環境への理解や関心を高めるとともに、広く世界自然遺産の認知度向上及び理解醸成を図ることを目的とする。

4 業務内容

(1) 「やんばる・西表島図画コンクール」の開催

北部圏域※1 及び八重山圏域※2 の小・中学生を対象に「世界自然遺産」を題材に図画コンクールを開催する。

(基本的な流れ：募集、審査会、一般展示、表彰式)

※1 図画コンクールの募集、審査会、一般展示、表彰式の実施にあつては、市町村等と連携し、効果的に実施すること。

※2 図画コンクールの実施にあつては、民間企業や世界自然遺産大使との連携を検討すること。

※3 表彰式の会場は、県庁1Fロビーでの実施を想定している。

(2) 公共交通機関を活用した普及啓発

県民及び観光客へ効果的な普及啓発を図るため、上記(1)図画コンクールで最優秀賞に選出された作品デザインをもとに、公共交通機関等の媒体を活用し、ラッピング広告を掲出する。

(3) 世界自然遺産地域での環境教育の実施

世界自然遺産地域にて、北部圏域※1 及び八重山圏域※2 の児童生徒を対象にした環境教育を、地域の状況を考慮しながら各2回(計4回)を目安に実施する。実施にあたっては、参加型または体験型のプログラムを盛り込むこと。

- ※1 環境教育の実施にあつては、児童生徒が世界自然遺産への関心や理解が深めるとともに、直に自然体験ができるよう効果的なプログラム内容を工夫するものとする。
- ※2 地域の状況や行事等を考慮した開催時期とする。
- ※3 小・中学生の全年齢を対象とした場合、実施できる内容が限定されるため、対象年齢等に応じたプログラムの設定を企画提案すること。

#### (4) 各種ツールを活用した普及啓発の実施

世界自然遺産の自然環境の価値や環境保全の重要性について、県民や観光客等へ広く普及啓発・理解醸成を図るため、HPの保守管理を行うとともに、関係4町村と連携し、広報誌の活用等により情報発信を行う。  
また、「おきなわ生きものカルタ」を50部増刷する。

- ※1 北部圏域とは、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋、伊是名村、恩納村をいう。
- ※2 八重山圏域とは、石垣市、竹富町、与那国町をいう。

#### (5) 追加提案

企画提案にあつては、令和8年度は世界自然遺産登録5周年にあたるため、本事業の目的の達成に効果的な内容を企画提案すること。（上記(1)～(4)内容の拡充やそれ以外の内容も可）

令和6年度及び7年度においても、効果的な内容があれば企画提案することができる。

#### (6) 業務内容については、上記(1)～(4)以外に効果的な取組があれば提案可能とし、県担当者と予め調整の上、決定・実施するものとする。

- ※1 企画提案された内容については、県と協議し、実施内容を決定する。企画提案内容の実施を保証するものでない。

### 5 業務内容等に関する打ち合わせ

業務内容や進捗状況等に関する打ち合わせを随時実施する。打ち合わせには、本業務を監理する立場の者と担当者が参加する。

### 6 経費の積算

次の項目にて単価、月数、回数、個数等の見積条件がわかるように明記する。

- (1) 直接人件費
- (2) 直接経費（報償費、旅費、需用費、役務費等）
- (3) 再委託費

当該事業に直接必要な経費の内、事業者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としている。

(4) 一般管理費（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100以内とする。）

一般管理費は、委託業務を行うために必要な経費のうち、当該業務に要した経費として特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費で、具体的には、役職員の手当、管理部門等の管理経費、事務所の家賃、光熱水費、回線使用料、汎用文具等に要する経費で、一定の負担が生じている経費として計上するものである。

※再委託費の内、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費は一般管理費の算定にあたって控除しないものとする。

(5) 消費税

## 7 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

- ・ 契約金額の50%を超える部分
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務
- ・ 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

- ・ 複写、印刷、製本
- ・ 原稿、データの入力及び集計
- ・ 事業の実施に必要な資機材等の手配や設置、専門職の手配等

## 8 知的財産権

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権

（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 9 成果品

成果品として、以下のものを納品する。

(1) A4版報告書（※長期の使用に耐えうるよう作成すること）

令和6年度世界自然遺産普及啓発委託業務報告書 5部

(2) 報告書の電子データ（PDF、テキストファイル、ワード、エクセル、画像ファイル等）を収納した電子媒体 2式

(3) その他事業で制作したもの 一式

## 10 その他

- (1) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じ受託者に貸与又は閲覧可能である。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (3) 本業務における備品の取得は、認めないものとする。
- (4) その他業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、県及び受託者で協議の上決定する。

## 11 留意事項

### (1) 委託業務の経理

ア 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。

イ 雇い入れた労働者の出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等の書類を整備、保管すること。

ウ 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。

- (2) 沖縄県は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、又は沖縄県職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (3) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、委託料を減額される場合がある。実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に支払った委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、その額を返還すること。
- (5) 委託事業終了後、国の会計検査院の实地検査が行われる場合がある。
- (6) やむを得ない事情が発生した場合は、「4 業務内容」等の内容の変更をする。